

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 大会議室

○議事日程

平成26年6月6日（金曜日）午前10時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 農用地利用集積計画の承認について
- (6) 議案第5号 平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認について+
- (7) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

○出席委員（33名）

2番 大竹 誠 君	3番 東山 武司 君	4番 栗倉 秀夫 君
5番 小川 亮二 君	6番 深川 俊朗 君	7番 加藤 徹 君
8番 大澤 慶一 君	9番 沼田 久男 君	10番 天野 邦男 君
11番 兼村 正美 君	12番 石木 治男 君	13番 篠田 権三 君
14番 村井 雅之 君	15番 山田 公平 君	16番 山本 武 君
17番 足立 孝弘 君	18番 中村 睦明 君	20番 鈴木 和道 君
21番 土屋 尊史 君	22番 土屋 顯弘 君	23番 丹羽 喜和 君
24番 相宮 千秋 君	25番 永井 博光 君	26番 野村 茂 君
28番 長屋 芳成 君	29番 日置 香 君	30番 藤川 勝 君
31番 村上 忠一 君	32番 伊佐地鐵夫 君	33番 川村 信子 君
34番 長尾 初恵 君	35番 岩田 幸子 君	36番 武藤 隆夫 君

○欠席委員（1名）

19番 美濃羽 久 君

○委員以外の出席者

経済部長	坂井 一弘 君	農業委員会事務局長	玉田 和久 君
農業委員会事務局課長補佐	長尾 成広 君	農業委員会事務局係長	内田 千夏 君
洞戸事務所 係長	古田 考幸 君	板取事務所 係長	長屋 守世 君
武芸川事務所 主査	松井 信弘 君	武儀事務所 課長補佐	川島 友教 君
上之保事務所 係長	森 太桂弘 君		

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（長尾君） それでは、これから農業委員会総会を始めさせていただきます。まず、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章を唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。それでは、はじめに深川俊朗会長からご挨拶をお願いします。

○議長（深川俊朗君） 5月11日婚活パーティーも無事終わり、ご協力ありがとうございました。今回は4組成立しそれなりに成果があったと考えております。7月に農業委員の改選がありますが、新農業委員さんにも事業を引き継ぎ、また開催してもらいたいです。

それでは、経済部長にあいさつをお願いします。

○経済部長（坂井一弘君）

日頃は大変お世話になりありがとうございます。婚活パーティーも皆様にご協力いただき無事に終了しました。

毎朝、農業新聞を読んでいます。昨年からの減反政策を含めた農政改革、JAの制度改革などが国で議論され、現在変革期にいると考えられます。農家のためになるように慎重に議論がなされるよう見守っていきたいと思います。

○議長（深川俊朗君） ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。本日は、19番 美濃羽久委員が欠席ですが、会議規則第8条により委員の過半数の出席により総会が成立しました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

4番 栗倉 秀夫委員、5番 小川 亮二委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、説明させていただきます。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので、審議を求めます。

1番の案件は位置図が1ページになります。

所有権移転で申請地は、千疋地内、千疋グラウンドの東130mほどに位置する農振農用地である田2筆、1280㎡です。

譲受人は、親である譲渡人より申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難になってきたため譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

5月20日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

2番の案件は位置図が2ページになります。

所有権移転で申請地は、植野地内、植野公民館の北東430mほどに位置する農振農用地である田3筆、4231㎡です。

譲受人は、農業経営を拡大したいというもの。譲渡人は、市外に住んでおり農業経営が困難のため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

5月20日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

3番の案件は位置図が3ページになります。

所有権移転で申請地は、下之保地内、武儀西小学校の東南東140mほどに位置する農振農用地で

ある田、297㎡です。

譲受人は、農業経営を拡大したいというもの。譲渡人は、農業経営が困難なため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

5月20日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

4番の案件は位置図が4ページになります。

所有権移転で申請地は、武儀富之保地内、小宮集会場の北450mほどに位置する農振農用地である畑、258㎡です。

譲受人は、譲渡人の要望により、譲渡人の自宅の西隣にある譲受人所有の農地と譲渡し人の所有する申請地との交換を行うというもの。譲渡人は、譲受人所有の農地が自宅の前に隣接するため申請地を交換し、農業経営の拡大を図りたいというものです。

5月20日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。

5番の案件と同時許可案件になります。

5番の案件は位置図が5ページになります。

所有権移転で申請地は、武儀富之保地内、小宮集会場の北440mほどに位置する畑、268㎡です。

この5番の案件は、交換のため4番の案件と譲受人、譲渡人が逆になります。

譲受人は、譲渡人所有の農地と申請地を交換し、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、譲受人の自宅の西隣にある自己所有の農地と譲受人所有の農地との交換を行うというものです。

5月20日に現地確認をし、畑で農地性有りと確認しています。

6番の案件は位置図が6ページになります。

所有権移転で申請地は、上之保明ヶ島地内、上之保事務所の北西1340mほどに位置する農振農用地である畑、257㎡です。

譲受人は、農業経営を拡大したいというもの。譲渡人は、高齢のため、親戚である譲受人に譲り渡し、農業経営を縮小したいというものです。

5月20日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。

最後に7番の案件は位置図が7ページになります。

所有権移転で申請地は、武芸川町跡部地内、武芸川浄化センター北410mほどに位置する畑、205㎡です。

譲受人は、農業経営の拡大をするため、競売により落札した申請地を譲り受けたいというものです。

5月20日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。

以上、所有権移転に関するもの7件、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。よろしくご審議をお願いいたします。

- 議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。
- 35番（岩田幸子君） 7番について異議ありません。
- 18番（中村睦明君） 1番、2番について異議ありません。
- 20番（鈴木和道君） 3番、4番について異議ありません。
- 22番（土屋顯弘君） 4番、5番について異議ありません。
- 34番（長尾初恵君） 6番について異議ありません。
- 議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第1号について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは、議案第1号の6件を原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(長尾成広君) 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、説明させていただきます。

農地法第4条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

議案は4ページからになります。

1番の案件は位置図が8ページになります。

申請地は、巾2丁目地内、巾公民センターの南西60mほどに位置する田、200㎡です。

申請人は、申請地を相続により取得したが、田として耕作するのが困難のため、嵩上げし畑地転換をしたいというものです。

5月20日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。

2番の案件は位置図が9ページになります。

申請地は、倉知地内、庄中公民館の南東190mほどに位置する田、748㎡です。

申請人は、高齢により農業経営が困難になってきたため申請地を貸駐車場として造成したいというものです。

5月20日に現地確認をしたところ、雑種地であったため、始末書の添付があります。

隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

つきまして、3番の案件に入る前にですが、ご存じのように、農振農用地内での恒久転用はできません。

今回4条及び5条申請には、昨年の9月に農振農用地の除外申請があり、昨日6月5日に、除外許可がされたものが、次の3番の案件を含めて8件あります。

つきましては、議案の備考欄に農振除外許可予定とあり、農振区分に農用内とあるもの8件については、議案を発送した5月30日時点のものであり、その際には、まだ除外予定であったということですのでご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

最後に3番の案件は位置図が10ページになります。

申請地は、武芸川町跡部地内、道の駅武芸川の西110mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が宅地2筆、410㎡です。

申請人は、申請地に自宅の庭及び駐車場を建築したいというものです。

5月20日に現地確認をしたところ、宅地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

以上3件について、ご審議をお願いします。

○議長(深川俊朗君) 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○7番(加藤 徹君) 1番について異議ありません。

- 9 番（沼田久男君） 2 番について異議ありません。
- 2 5 番（永井博光君） 3 番について異議ありません。
- 議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第 2 号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第 2 号の 3 件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について、説明させていただきます。

農地法第 5 条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。

議案は 5 ページになります。

1 番の案件は位置図が 1 1 ページになります。

所有権移転で申請地は、鋳物師屋 5 丁目地内、桜ヶ丘ふれあいセンターの南西 2 1 0 m ほどに位置する田、7 7 m²です。

譲受人は、新聞販売店を営んでおり、駐車場が手狭になってきたため、申請地を譲り受けて、駐車場として整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じるというものです。

5 月 2 0 日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第 3 種農地と判断します。

2 番の案件は位置図が 1 2 ページになります。

所有権移転で申請地は、西田原地内、西田原公民館の南南西 1 4 0 m ほどに位置する畑、3 9 9 m²です。

譲受人は、露店販売業を営んでおり、事業用車両の駐車場が手狭になってきたため、申請地を譲り受けて、駐車場として整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じるというものです。

5 月 2 0 日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第 3 種農地と判断します。

3 番の案件は位置図が 1 3 ページになります。

所有権移転で申請地は大杉地内、国道 2 4 8 号バイパス大杉交差点の東 1 1 0 m ほどに位置する登記地目が宅地、現況地目が畑、3 5 6 . 6 6 m²のうち 9 5 m²です。

測量図の添付があります。

譲受人は、現在居住している賃貸住宅が、手狭になってきたため、申請地を譲り受け自己のための住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

5 月 2 0 日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第 3 種農地と判断します。

4 番の案件は位置図が 1 4 ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は、迫間地内、下迫間公民館の北隣に位置する登記地目が畑、現況地目

が宅地、1244㎡です。

賃借人は建設業を営んでおり、申請地を借り受け、事務所及び倉庫の建築をしたいというもの。賃貸人は、賃借人の申し出に応じるというものです。

5月20日に現地確認をしたところ、宅地であったため、始末書の添付があります。

賃貸借の期間は、許可日から30年間としています。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

5番の案件は位置図が15ページになります。

所有権移転で申請地は巾2丁目地内、巾公民センターの西20mほどに位置する田、2273㎡です。

譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地が宅地分譲に適していると考え、申請地を譲り受け、宅地分譲地として整備したいというもの。譲渡人は、申請地を相続により取得したが、農業経営が困難なため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

5月20日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、都市計画区域の用途地域のため、第3種農地と判断します。

6番の案件は位置図が16ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、稲口地内、稲口公民センターの南40mほどに位置する田、528㎡です。

使用借人は、現在居住している賃貸住宅が、手狭になってきたため、申請地を借り受け自己のための住宅を建築したいというもの。使用貸人である父親は、息子である使用借人の申し出に応じ貸し付けるというものです。

5月20日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、3種農地に近接する10ha未満の農地の区域内のため第2種農地と判断します。

使用貸借の期間は、許可日から30年間としています。

7番の案件は位置図が17ページになります。

所有権移転で申請地は、下有知地内、今宮公民センターの北西40mほどに位置する田、1682㎡です。

譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地が建売分譲住宅敷地に適していると考え、申請地を譲り受け建売分譲住宅敷地として整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

5月20日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

8番の案件は位置図が18ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は下有知地内、長良川鉄道関市役所駅の北西150mほどに位置する田3筆、1235㎡です。

賃借人は、自動車修理・販売業を営んでおり、現在の事業敷地が手狭になってきたため、申請地を借り受け、駐車場敷地として整備したいというもの。賃貸人は、高齢により農業経営が困難になってきたため、賃借人の申し出に応じるというものです。

5月20日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

賃貸借の期間は、許可日から20年間としています。

9番の案件は位置図が19ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は下有知地内、下有知ふれあいセンターの西北西330mほどに位置する田、234㎡です。

賃借人は、自動車修理・販売業を営んでおり、現在の事業敷地が手狭になってきたため、申請地を借り受け、駐車場敷地として整備したいというもの。賃貸人は、相続により取得したが、大型農業機械を使用しづらい土地でもあったため、賃借人の申し出に応じるというものです。

5月20日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

賃貸借の期間は、許可日から5年間としています。

10番の案件は位置図が20ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、東本郷通4丁目地内、東本郷公民センターの東北東240mほどに位置する畑、264㎡です。

使用借人は、現在居住している賃貸住宅が、手狭になってきたため、申請地を借り受け自己のための住宅を建築したいというもの。使用貸人である祖母は、孫である使用借人の申し出に応じ貸し付けるというものです。

5月20日に現地確認をしたところ、畑一部雑種地であったため始末書の添付があります。

隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

使用貸借の期間は、許可日から50年間としています。

11番の案件は位置図が21ページになります。

所有権移転で申請地は、堅切南地内、関市文化会館の西80mほどに位置する田4筆、1478㎡です。

譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地が利便性の高い土地であることから、申請地を譲り受け、宅地分譲敷地として整備したいというもの。譲渡人らは、相続により申請地を取得したが、農業経営が困難なため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

5月20日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

12番の案件は位置図が22ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、山田地内、山田公民館の北北東200mほどに位置する登記地目が田、現況地目が雑種地、411㎡です。

使用借人は、申請地を借り受けて太陽光発電施設を整備したいというもの。使用貸人である父は、息子である使用借人の申し出に応じ貸し付けるというものです。

5月20日に現地確認をしたところ、雑種地であったため始末書の添付があります。

隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

使用貸借の期間は、許可日から30年間としています。

13番の案件は位置図が23ページになります。

所有権移転で申請地は、小瀬地内、瀬尻小学校の北東340mほどに位置する田、980㎡です。
譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地が建売分譲住宅敷地に適していると考え、申請地を譲り受け建売分譲住宅敷地として整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

5月20日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

14番の案件は位置図が24ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、池尻地内、東海環状自動車道関広見IC料金所の南西80mほどに位置する畑、473㎡及び登記地目が田、現況地目が畑2筆、260㎡です。

使用借人は、申請地が水利の利便が大変悪く耕作に適していなかったため、申請地を借り受けて太陽光発電施設を整備したいというもの。使用貸人である妻及び子は、使用借人の申し出に応じ貸し付けるというものです。

5月20日に現地確認をしたところ田で農地性ありと確認しています。

隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、申請地が高速道路のインターチェンジから300m以内にあるため、第3種農地と判断します。

使用貸借の期間は、許可日から40年間としています。

15番の案件は位置図が25ページになります。

所有権移転で申請地は、山王通西地内、十三塚公民センターの南西210mほどに位置する畑195㎡です。

譲受人は、申請地の東側に居住しており駐車場・物置が手狭になってきたため、申請地を譲り受け、駐車場・物置敷地として利用したいというもの。譲渡人は、親戚である譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

5月20日に現地確認をしたところ、畑一部雑種地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

16番の案件は位置図が26ページになります。

所有権移転で申請地は、千疋地内、千疋大橋の西60mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が宅地、36㎡です。

譲受人は、現在申請地の東側にある実家に間借りしているが、住居が手狭になってきたため申請地を譲り受け、親の宅地と併せ自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

5月20日に現地確認をしたところ、宅地であったため、始末書の添付があります。

隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

17番の案件は位置図が27ページになります。

所有権移転で申請地は、武儀 中之保地内、武儀事務所の北東760mほどに位置する登記地目が田、現況地目が宅地4筆、765㎡です。

譲受人は、製材業を開業するにあたり自宅に近い申請地を譲り受け、製材作業所、物置、駐車場などを整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

5月20日に現地確認をしたところ、宅地であったため、始末書の添付がございます。
隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、第2種農地以外の農地に該当しないため、第2種農地と判断します。

18番の案件は位置図が28ページになります。

所有権移転で申請地は、上之保地内、船山地区公民館の北北東1000mほどに位置する登記地目が田、現況地目が山林2筆、1353㎡、登記地目が畑、現況地目が山林、33㎡です。

譲受人は、林業を営んでおり、申請地を譲り受け、植林をしたいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

5月20日に現地確認をしたところ、山林であったため、始末書の添付がございます。

農地の区分は、第2種農地以外の農地に該当しないため、第2種農地と判断します。

19番の案件は位置図が29ページになります。

所有権移転で申請地は、上之保川合地内、上之保中学校の西南西380mほどに位置する登記地目が田、現況地目が宅地、88㎡です。

譲受人は、昨年申請地を含む住宅を譲り受け愛知県から移り住んできたが、申請地のみが農振地域であったため、今回除外許可が下り、転用申請をしたいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

5月20日に現地確認をしたところ、宅地であったため、始末書の添付がございます。

農地の区分は、第2種農地以外の農地に該当しないため、第2種農地と判断します。

20番の案件は位置図が30ページになります。

所有権移転で申請地は、洞戸高賀地内、高賀神社の南西400mほどに位置する田2筆、709㎡です。

譲受人は、宗教法人の高賀神社であり、参拝者及び登山者の駐車場が手狭になってきたため、申請地を譲り受け、駐車場を整備したいというもの。譲渡人は、高賀地区発展のため譲受人の申し出に応じ寄付するというものです。

5月20日に現地確認をしたところ、田で農地性がありました。

農地の区分は、第3種農地に近接する10ha未満の農地に該当するため、第2種農地と判断します。

21番の案件は位置図が31ページになります。

所有権移転で申請地は、洞戸飛瀬地内、飛瀬集会場の北60mほどに位置する畑、632㎡です。

譲受人は、夫が申請地付近にて建設業を営んでおり、資材置場が手狭になってきたため、申請地を譲り受け、貸資材置場として整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

5月20日に現地確認をしたところ、畑で農地性がありました。

隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

以上、所有権移転に関するもの14件、使用貸借権の設定に関するもの4件、賃貸借権の設定に関するもの3件、計21件につきまして、ご審議をお願いいたします。

- 議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。
- 32番（伊佐地鐵夫君） 1番について異議ありません。
- 4番（栗倉秀夫君） 2番、3番について異議ありません。

- 5 番 (小川亮二君) 4 番について異議ありません。
- 7 番 (加藤 徹君) 5 番、6 番について異議ありません。
- 10 番 (天野邦男君) 7 番について異議ありません。
- 8 番 (大澤慶一君) 8 番、9 番について異議ありません。
- 11 番 (兼村正美君) 10 番、11 番について異議ありません。
- 15 番 (山田公平君) 12 番について異議ありません。
- 16 番 (山本 武君) 13 番、14 番、15 番について異議ありません。
- 18 番 (中村睦明君) 16 番について異議ありません。
- 議長 (深川俊朗君) 17 番について欠席者 19 番の美濃羽委員より異議なしと伺っております。
- 21 番 (土屋尊史君) 18 番、19 番について異議ありません。
- 26 番 (野村 茂君) 20 番、21 番について異議ありません。
- 議長 (深川俊朗君) これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第 3 号の 12 件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは、議案第 3 号の所有権移転に関するもの 14 件、使用貸借権の設定に関するもの 4 件、賃貸借権の設定に関するもの 3 件、計 21 件を岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第 4 号農業経営基盤強化促進法の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐 (長尾成広君) 関市長より、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

議案は 13 ページになります。

使用貸借権の設定に関するもの 1 筆、賃貸借権の設定に関するもの 3 筆、計 4 筆、4 件について、承認を求められています。

新規 3 筆、更新 1 筆 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

地目は、田が 4 筆 5, 400 m²です。

地区は、小野、武芸川の 2 地区です。

設定を受ける者は小林敏彦ほか、計 2 者です。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

- 議長 (深川俊朗君) 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。
- 8 番 (大澤慶一君) 1 番について異議ありません。
- 2 番 (大竹 誠君) 2 番について異議ありません。
- 17 番 (足立孝弘君) 3 番について異議ありません。
- 25 番 (永井博光君) 4 番について異議ありません。
- 26 番 (野村 茂君) 5 番、6 番について異議ありません。
- 議長 (深川俊朗君) これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第4号の6件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは、議案第4号の6件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することとします。

続きまして、議案第5号平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認について事務局からの説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）議案第5号平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認について、説明させていただきます。

「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」について、4月の総会にて案の了承をいただき、5月13日より一カ月の間、市役所、各地域事務所、西部支所、図書館にて、パブリックコメントにより意見を募集しましたが、残念ながら、例年どおり、意見はありませんでした。

この点検、評価、活動計画につきましては、平成21年度より、国から「農業委員会の適正な事務実施について」という指導により、「前年度の活動の点検・評価」及び「新年度の目標と活動計画」を策定し、地域の農業者からの意見や要望を反映させ、市民への周知を行う「農業委員会の見える化」の一環のものであります。この案を了承いただきますと、県へ報告しホームページに掲載することになります。

追加議案の内容の説明については、前回していますので、割愛させていただきますのでよろしくをお願いいたします。

○議長（深川俊朗君）事務局の説明が終わりましたが、農業委員会活動の見える化を重点に、関市の農地を今後どのように利用・活用していくのか等の問題を市民に提示していきたいと思えます。

この点につきましてご承認していただけるのであれば、挙手をお願いします。

(全員挙手)

それでは、議案5号につきまして承認することとします。

続きまして、報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について事務局からの説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出 賃貸者の合意解約の届出について、説明させていただきます。

報告第1号の農地法第18条第6項の規定による届出 賃貸者の合意解約の届出について、説明させていただきます。

今回1件の届出があります。議案は14ページになります。

番号1の案件は借入人が八代 治郎です

下有知地内の田2筆、869㎡です。

合意解約日及び土地引き渡し日は、平成26年5月12日です。

○議長（深川俊朗君）以上をもちまして、議案の審議はすべて終了いたしました。

その他について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 次回の総会は6月26日午前10時からの予定です。

また、6月の主な行事予定は、6月9日、10日が転用申請等現地確認日で26日が次回総会は

27日が農業会議答申日です。

○議長（深川俊朗君） これをもちまして閉会といたします。ご苦勞様でございました。

午後11時00分 閉会

本日の会議の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 関市西神野641番地

㊟

4 番 関市大杉479番地1

㊟

5 番 関市小迫間167番地1

㊟
